

令和8年4月8日

三芳町長 林 伊佐雄 様
(政策推進室 御中)

件名: 公共交通利用補助事業に関する再照会及び提案

令和8年4月6日付のご回答を拝受しました。

まず、令和8年度から、前回登録した振込先口座を継続利用する場合の口座情報記載及び通帳写し等の添付を不要とすること、登録証の写しの添付を不要とすること、さらに重複記載項目を整理し記入箇所を見直すことについては、申請者の負担軽減に資する改善であり、前向きなご対応として評価いたします。ご検討いただいたことに感謝申し上げます。

その上で、今後の制度改善のため、なお重要である点について、下記のとおり再度照会し、あわせて提案申し上げます。

記

1 公金受取口座について

ご回答では、「本事業が法定事務以外の利用に該当することから、現時点では利用することができない」とのことでした。

この点については、現行制度上、本事業が対象となる給付に含まれていないため利用できないのか、あるいは制度上の可能性はあるものの、現時点ではシステム整備や運用準備等が未了であるため利用していないのか、可能な範囲で、もう少し具体的にご教示いただければ幸いです。

また、今後、国の制度改正や関連サービスの整備が進んだ場合には、本事業への導入可能性について改めてご検討いただきたく存じます。

2 スマートフォン対応について

スマートフォン用アプリの導入については、限られた予算の中で本事業の規模や利用者数に見合った費用対効果を慎重に見極める必要があるとのご判断は、理解できます。

ただし、デジタル化は必ずしも高額な独自アプリの新規開発に限られるものではなく、既存サービスの活用、ブラウザ方式の採用その他比較的低コストで実現可能な方法も考えられるのではないのでしょうか。

そのため、独自アプリ導入の可否のみを前提とするのではなく、紙や電話等の代替手段を維持しつつ、希望者に対してはスマートフォン又はブラウザで利用できる方式を含め、複数案を比較検討していただきたいと考えます。

3 本人確認の方法について

今回の利用登録証には「本人のみ使用できます」と記載されていますが、本人確認を目的とするカードである以上、今後は顔写真のない方式を漫然と継続するのではなく、本人確認の実効性をより高める方向で見直すことが望ましいと私は考えます。

町が新たに発行する個人を特定するためのカードについては、顔写真付きの方式とするか、あるいはマイナンバーカード等の既存の本人確認基盤を活用するかを含め、費用及び運用負担も踏まえてご検討いただきたいと思います。

この点は前回の申し入れの中でも触れましたが、今回のご回答では明示的な見解が示されていないため、改めて申し添えるものです。

4 段階的な制度改善についての提案

私としては、本事業については、次のような順序で制度改善を進めることが現実的であり、かつ建設的であると考えます。

- (1) まず、今回ご回答いただいた申請手続き簡素化を着実に実施すること。
- (2) 次に、本人確認及び利用資格管理について、マイナンバーカード等の既存基盤の活用可能性を調査すること。
- (3) その上で、独自アプリ開発の可否だけでなく、ブラウザ方式、既存サービス活用方式等を含めた複数案について、費用対効果を比較しながら検討すること。
- (4) なお、いずれの方法を採る場合も、高齢者向け制度であることに鑑み、紙や電話等の代替手段を維持すること。

ご多忙のところ恐縮ですが、上記各点について、現時点での町のお考えを可能な範囲でご教示いただければ幸いです。

なお、返信をいただける場合は、紙での郵送ではなく、電子メールで結構です。行政・住民双方にとって、より効率的であると考えます。

以上

住所：354-0041 藤久保526-1 D-504

氏名：前田 利人

メールアドレス：maeda@guaran.co.jp

この質問や提案の内容は概ねAI(ChatGPT)を使って作成しています。役場でもAIの活用が進展していると情報を得ています。大いに期待いたしております。